

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	開会
倉田会長	<p>倉田会長ご挨拶</p> <p>他の自治体でも景観の会議に関わっていますが、屋外広告物も含めて景観に対する取組が新たなステージにきているかと思えます。年度末で学校関係者は忙しい時期であり、出席できない状況ですが、出席の委員からは意見をいただいて、今日の審議会を進めさせていただきます。</p> <p>◆審議会の成立について</p> <p>過半数の出席があるため、川越市都市景観審議会規則第3条第2項の規定により、審議会が成立していることを報告。</p> <p>◆会議の公開・非公開について</p> <p>審議の結果、内容に個人情報が含まれていないため公開とすることが決定された。</p> <p>議事の概要については以下のとおり</p> <p>議事概要</p> <p>◆議題</p> <p>○議案 川越市屋外広告物条例施行規則の一部見直しについて、事務局より、資料に基づき説明を行った。</p> <p>(以下、質疑応答、意見等)</p>
篠崎委員	<p>資料3の改正案について、総表示面積10㎡以下ということは、現行の許可基準の道路からの距離5m以内について3㎡以下の基準より緩くなるということでしょうか。</p>
事務局	<p>手前のものに関しては、現行より大きなものが出せるようになります。ただ、少し離れると10㎡、最高40㎡出せる基準なので、面積が大きくなるとそれだけ風圧を大きく受けます。全体として基準を統一し、指導していきたいと考えております。</p>

篠崎委員	<p>道路から近いということは、人や車から目につきやすくなり、景観的にどうなるか懸念されます。</p>
楠委員	<p>10㎡以下ですと、両面だとサイズは2m×2.5mなので、看板としては小さい規模であり、安全性は問題無いかと思います。</p>
篠崎委員	<p>安全性はもちろんですが、併せて景観的にどうかと考えた時に、面積の大小は非常に大きいと思います。川越は観光都市でもありますし、他の自治体では看板を減らそうと動いている事例もあるので発言させていただきました。</p>
事務局	<p>現在、川越市では、屋外広告物条例と都市景観条例の両輪で屋外広告物の規制を行っております。資料集の1ページを見ていただきますと、都市景観形成地域が4箇所指定されておりまして、屋外広告物条例の許可対象とならないものについて、都市景観条例で届出をいただいております。今回は郊外の広幅員のロードサイドで屋外広告物を掲出しているものについて、規制対象とさせていただき、間口を広げて安全性を向上させたいということが主旨です。</p>
日色委員	<p>総表示10㎡以下ということは、片面だと最大10㎡まで出せると思いますが、農地の場合、住宅もないですし、風を直接受けて危ないのではないかと思いますかと思いますがどのようにお考えでしょうか。</p>
事務局	<p>建築基準法において、建築確認の準用に係るものが高さ4mを超える広告物なので、小さなものと知らぬまに建ってしまいます。許可対象を広げることで、工作物の構造計算をしていただいて、管理者をつけて掲出してもらいたいと考えております。農村部においては用途地域外に出す場合、国道・県道・鉄道以外の部分は最大一面30㎡以下まで出せる基準でしたので、従前より小さい規模になる場合もあります。</p>
倉田会長	<p>背景として、安全性から見直しをしているのだと思いますが、現行の許可基準というのは埼玉県も同じだったのでしょうか。</p>

事務局

平成15年に中核市へ移行しまして、埼玉県と同じ条例で川越市条例を開始しました。平成24年に埼玉県が許可基準を改正しました。平成23年、当審議会でも埼玉県と同じ基準にすることについての議論があった際、埼玉県の状況を見てから改正してはどうかという意見がありました。埼玉県の条例と同じ基準で運用している自治体の様子を見ていますと、面積は大きくはなりますが、適正な運用がなされており、許可件数も伸びている状況であります。また、市街化調整区域では彩度を6以下にしているため、景観的な配慮もされているようです。埼玉県と同じ基準にするのであれば、色彩についても合わせようと考えております。現在、近隣では川越市だけ旧埼玉県の基準なので、現在の埼玉県の基準と同一とし、許可の運用を拡大していきたいと考えております。

倉田会長

安全性が背景として大きいわけですが、川越市の場合は、景観側からも屋外広告物をどう評価していくかということも重要だと思います。現行の許可基準は道路からの距離や、景観の視点も含んだ基準になっていると思います。これを埼玉県の基準のように単純化するということは、景観の視点はやや弱くなるように感じます。他の自治体をみていると、安全性の議論とは別に、屋外広告物条例で景観をコントロールするのは限界があるので、例えば屋外広告物のガイドラインを設けて、景観側から屋外広告物を誘導していく動きがあります。今回は安全性について国がかなり意識しているので、基準の改定が先行するのは構わないと思いますが、一方で改正した結果、景観の視点から見た屋外広告物の基準が弱まるようなことがあるのであれば、景観側から屋外広告物を見直す良い機会かと思えます。プロジェクションマッピングやデジタルサイネージの対応もいずれ必要になるのではないかと思います。川越の場合、都市景観形成地域で規制・誘導しようということになっていますが、今後プロジェクションマッピングやデジタルサイネージについても議論が必要になるろうかと思います。

事務局

年1回、国土交通省から景観・屋外広告物行政の主管課長会議がありまして、ご指導いただく場面があるのですが、プロジェクションマッピングなどについて紹介があります。東京都、名古屋市で実証実験を行っているとのことですが、川越市としてはまずは、安全対策について進めさせて

<p>倉田会長</p>	<p>いただきたいと思いますが、今後の課題として、景観計画の中で、景観形成地域を新たに指定させていただくことも視野にいられております。皆様のご協力いただきながら議論していきたいと考えております。</p> <p>また、昨年の台風が影響しておりまして、内部でも対応策はないかと検討しております。そういう意味でも、安全点検、基準の見直しを図ろうということです。屋外広告物講習会を埼玉県と政令指定都市、中核市で持ち回りで行っていますが、自治体によって基準が異なるため、わかりづらい状況です。まずは基準を統一させていただいて、景観条例と併せて運用していきたいと考えております。</p> <p>埼玉県で電光式の屋外広告物ガイドラインを作成しており、新たにしおりの見直しをする際には、電光式についても盛り込んだものにしていきたいと考えております。</p> <p>都内でも屋外広告物ガイドラインを策定した例がありますので、参考にしていただきたいです。必ずしもネガティブチェックではなく、屋外広告物を良いものに誘導しようという視点がありますので、是非参考にしてください。</p> <p>また、屋外広告物の問題は申請していない無許可のものが野放しになっていることです。対象を拡大しようということですが、実際はどうでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>ロードサイドにある屋外広告物については、許可が必要なことを広告主が知らずに掲出されてしまうことがよくあります。埼玉県の10㎡の基準と思い込み、建ててしまうケースがあり、契約が切れるまでは直せませんといったことが現実にあります。</p> <p>クリアモールになどの市街地については、地元商店街の役員や道路管理者等とともに適正化について指導することも行っており、ロードサイドのような目が届きにくいものについては、きちんと手続きをしてもらい適正化を図りたいというのが主旨です。</p>
<p>日色委員</p>	<p>農村部の空き家等で管理されていないような危ない看板が放置されているケースがあった場合、成す術はないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>許可の有無にかかわらず、土地の所有者、看板の所有者の情報を調べます。課税台帳については目的外利用になる</p>

<p>倉田会長</p>	<p>ので利用できませんが、登記簿謄本の情報から指導につなげることとなります。特定の空き家についての取組は他課で行っておりますので、空き家とセットであれば、協力して対応することになると思います。</p> <p>強制撤去はできないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>最終的には行政代執行があるのですが、ハードルが高いので、これまで事例がありません。何とか管理者や所有者に連絡をとって対応していただくような流れになります。例えば、板面のみの撤去でひとまず対応するなどの事例は他県であります。</p>
<p>楠委員</p>	<p>安全点検報告書について、資格名称とありますが、資格者が点検するというのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>管理者に出していただくので、管理者としての資格であります屋外広告物講習会修了者などの資格を記入いただくことを想定しています。</p>
<p>楠委員</p>	<p>写真の添付は義務ではないですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>これまでも現況写真は提出書類としてありましたので、併せて安全点検報告書をつけていただくこととなります。</p>
<p>楠委員</p>	<p>点検した際に異常があった場合、是正をしないといけないといった基準はありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>安全だったということで受け取るものなので、異常があれば是正していただいて提出していただきます。</p>
<p>倉田会長</p>	<p>対象となる資格は何がありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>条例のしおりの18ページに記載があるのですが、管理者の資格と同様になります。屋外広告士や、屋外広告物講習会修了者など7つの資格がございます。国も資格の強化を検討しているようですが、屋外広告物の数も多いので、一部の人しか点検ができないと、安全点検確認が滞ってしまうので、まずは管理者の資格がある人に点検していただきたいと考えております。講習会を終了したものとありま</p>

楠委員	<p>すが、構造計算についても講習をしている状況です。</p> <p>埼玉県屋外広告業協同組合でも点検技能講習を数年前から始めております。安全点検の専門の講習で、屋外広告士の試験に安全点検の問題が無いことから始まりました。現在、受講者は5千名ほどになりました。</p>
倉田会長	<p>点検項目を見ると専門的ですが、専門的な講習は実施されているということでしょうか。</p>
事務局	<p>講習については、業界において力をいれてやっていただいている状況です。</p>
田代委員	<p>温暖化の影響で大規模な台風が多くなっていますが、看板落下による死亡事故が起こった場合、賠償責任は点検者なのか、それとも設置者なのでしょうか。</p>
事務局	<p>札幌の事故では、正式な判決は確認できておりませんが、設置者と所有者に責任があるということでした。</p>
田代委員	<p>そうすると報告書は大事になるということでしょうか。</p>
事務局	<p>施工を適正に行ったか、所有者はしっかり管理していたかが問われると思います。</p>
倉田会長	<p>今回は安全性ということで、改正がなされるわけですが、現行では土地の状況にあわせて大きさの基準が分かっていたようなので、いずれ景観側からも誘導することを前提に基準を統一する見直しについてお認めいただけますでしょうか。</p>
<p style="text-align: center;">【異議なし】</p>	
<p>◆報告事項</p> <p>資料に基づき以下の内容について事務局より報告を行った。</p> <p>(1) 喜多院周辺地区都市景観形成地域の施行状況について</p> <p>(以下、質疑応答、意見等)</p>	

日色委員	協議会の中には喜多院などのお寺の方は加わっているのでしょうか。
事務局	自治会からの推薦なので、喜多院は加わっておりません。第一回の協議会で規約を検討する予定ですが、これまでの協議会の中で第五支会からの推薦やオブザーバーの出席についても記載する方向で話し合ってきました。
倉田会長	協議会の中で専門家はアドバイザーで関わるのでしょうか。
事務局	規約に出席できるように盛り込む予定です。景観のコンサルタントにこれまでの協議会に入っていていただきます。他の都市景観形成地域の事前協議の際には、コンサルタントに入ってもらっているのです、同様な形態をとることを予定しております。
倉田会長	これまでに8件の届出については、何か業者とやり取りはありましたでしょうか。
事務局	比較的余裕のある敷地で、配慮のある仕様だったので、特にこちらから指導することはございませんでした。
倉田会長	<p>これから届出が増えていくと思いますが、何かトラブルが発生することも想定されると思いますので、都度記録をとることが大事だと思います。</p> <p>(2) 令和元年度川越都市景観シンポジウムについて</p> <p>(以下、質疑応答、意見等)</p> <p>特になし</p> <p>閉会</p> <p>次回は令和2年5月頃を予定。</p>